

第18回軽米町議会定例会

令和 7 年 9 月 12 日 (金)
午後 2 時 00 分 開 議

議 事 日 程

- 日程第 1 議案第 1 号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
(令和 6 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 2 議案第 2 号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて
(令和 6 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 3 議案第 3 号 令和 6 年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について
(令和 6 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 4 議案第 4 号 令和 6 年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(令和 6 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 5 議案第 5 号 令和 6 年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(令和 6 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 6 議案第 6 号 令和 6 年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(令和 6 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 7 議案第 7 号 令和 6 年度軽米町水道事業会計決算の認定について
(令和 6 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 8 議案第 8 号 令和 6 年度軽米町下水道事業会計決算の認定について
(令和 6 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 9 議案第 9 号 令和 7 年度軽米町一般会計補正予算 (第 3 号)
(令和 6 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)

会付託)

- 日程第10 議案第10号 令和7年度軽米町水道事業会計補正予算（第2号）
(令和6年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第11 議案第11号 令和7年度軽米町下水道事業会計補正予算（第2号）
(令和6年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第12 議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて
(令和6年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第13 請願陳情第8号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充をはかるための2026年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願について
(総務教育民生常任委員会付託)
- 日程第14 発議案第1号 ゆたかな学びの実現、教職員定数改善と教育予算の拡充に係る意見書
- 日程第15 議会改革調査特別委員会報告
- 日程第16 発議案第2号 軽米町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 総務教育民生常任委員会の閉会中の継続審査
- 日程第18 人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査
- 日程第19 委員会の閉会中の所管事務調査

○出席議員 (11名)

1番 田 中 祐 典 君	2番 甲 斐 錦 康 君
3番 上 山 誠 君	4番 西 館 徳 松 君
5番 江刺家 静 子 君	6番 中 村 正 志 君
7番 田 村 せ つ 君	8番 茶 屋 隆 君
10番 細谷地 多 門 君	11番 本 田 秀 一 君
12番 松 浦 満 雄 君	

○欠席議員 (1名)

9番 大 村 税 君

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 本 賢 一 君
副 町 長	江刺家 雅 弘 君
総 務 課 長	日 山 一 則 君
政 策 推 進 課 長	野 中 孝 博 君
政 策 推 進 課 主 幹	鶴 飼 義 信 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	寺 地 隆 之 君
税 務 会 計 課 主 幹	於 本 博 之 君
町 民 生 活 課 長	輪 達 ひろか 君
健 康 福 祉 課 長	竹 澤 泰 司 君
健 康 福 祉 課 主 幹	日 向 安 子 君
地 域 整 備 課 長	神 久 保 恵 藏 君
水 道 事 業 所 長	神 久 保 恵 藏 君
教 育 委 員 会 教 育 長	久 保 智 克 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長	古 館 寿 德 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	日 山 一 則 君
農 業 委 員 会 会 長	笛 山 結 実 男 君
監 査 委 員 会 員	日 山 充 君
監 査 委 員 事 務 局 長	関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	関 向 孝 行 君
議 会 事 務 局 主 任	竹 林 亜 里 君
議 会 事 務 局 主 事 補	向 屋 敷 茂 君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

9月5日付で、議会改革調査特別委員長から報告書の提出がありました。また、本日付で総務教育民生常任委員長から発議案1件、細谷地多門君ほか4名から発議案1件の提出がありました。同じく本日付で、総務教育民生常任委員長から閉会中の継続審査の申出書、人口減少・少子化対策調査特別委員会、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長から閉会中の継続調査の申出書の提出がありました。

いずれも配付しておりますので、朗読は省略いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号から議案第12号までの審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例から日程第12、議案第12号 財産の取得に関し議決を求めるについてまでの12件を一括して議題といたします。

議案第1号から議案第12号までの12件について、特別委員会での審査結果の報告を求めます。

令和6年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会委員長、細谷地多門君。

〔特別委員長 細谷地多門君登壇〕

○特別委員長（細谷地多門君） 第18回軽米町議会定例会における令和6年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会に付託された案件は、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例、議案第2号 財産の譲渡に関し議決を求めるについて、議案第3号 令和6年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第8号 令和6年度軽米町下水道事業会計決算の認定についての6件と議案第9号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第3号）から議案第12号 財産の取得に関し議決を求めるについての4件、合わせて12件でご

ざいました。

去る9月8日午前10時から9月10日までの3日間、3階会議室において、当局の出席の下、委員会を開催いたしました。

議案の中で交わされた内容を幾つか紹介しますと、議案第3号、2款総務費の中で、ふるさと会の支援について、ふるさと軽米会での軽米の事業をPRする必要はないのか。町の出身者が各地にいると思うので、発展的なことが求められるが、いかがかの質疑に対しての答弁は、今後意見等を参考にしながら進めていきたいとのことでした。

バス路線廃止について、利用促進の手立てを考えるべきではないか。スクールバスと定期路線バスの併用等工夫できないかなどの質疑に対して、当局の答弁は、二戸軽米線等引き続き考えていきたい。現状を調査し、検討していくとの内容です。

さわやかカップル祝金、結婚支援施策について、どのような内容で取り組んでいるのか、また成果についてと町としての重要課題でもある話し合いの場があつてしかるべき、話し合いの場があったのかという質疑に対して、当局の答弁は、今後このままでよいのか話し合いの機会を設けていきたい旨の答弁でした。

4款衛生費では、新型コロナ感染状況の対策について、最近情報が少なくなっていると感じるがどうなのかの質疑に対して、健康お知らせ版には掲載しているが、今後も情報発信に努めたい旨の答弁がありました。

一般家庭ごみ回収に係るごみの量の現況についてとごみ処理の仕方を検証すべきではないかとの質疑があり、ごみの量によって負担が増とは必ずしも言えない、その他の経費の高騰等が増えている要因とも考えられる。課題等、今後とも精査していくという答弁でした。

6款の農林水産業費では、町営牧野において家畜にダニ熱感染が大変危惧されている。予防対策、現状についての質疑があり、答弁は、毎月1回牧野の感染防除処理を行っているが、今後は月2回程度の防除処理を検討したいとのことでした。

サルナシの増産についてどう考えているのか。生産者にとって集荷時期、採算が合うように協議したことがあるのか。生産者からの買入れ、増産等に係る新しい商品開発に努めてほしい旨の質疑があり、安心して生産できるように努め、検討ていきたいとの答弁でした。

株式会社軽米町産業開発による雪谷川ダムフォリストパーク・軽米、ミレットパークの2施設について、指定管理を請け負っている契約内容状況は、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米の今どきくみ取り式のトイレやミレットパークのコテージの老朽化、施設の修理等、このままでは客を呼べないという軽米町産業開発担当者による発言、説明、今後の運営についての質疑があり、答弁は、大きな修理等はまだできていないが、人を呼び込むようなイベント施設を目指して取り組みたい。軽米

町産業開発のスタッフと協議して、よい方向に努めたい旨の答弁でございました。

第7款商工費では、軽米町観光協会が今までよいのか、法人化して民営化の方向とか協議しているのかの質疑に対して、答弁は、県内でも何か所か法人化している、今後検討したいとのことでした。

観光パンフレットの当町のPRについて、どのように配布しているのかの質疑に対しての答弁は、町内はお客様の出入りしている施設等に置いている。軽米町の魅力発信、原点に返り歴史を振り返りながら庁舎内でも議論し、民の力を借りながら進めていきたい旨の答弁でございました。

時間の関係上、全部は申し述べられませんが、各委員から終始活発な質疑、意見等が交わされました。

議案に一部反対の委員がおりましたので、採決は4回に分けて行いました。議案第4号 令和6年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、起立採決により、賛成多数で可と決しました。

議案第6号 令和6年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についても起立採決により、賛成多数で可と決しました。

そのほか議案第3号 令和6年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第4号、議案第6号を除く、議案第8号 令和6年度軽米町下水道事業会計決算の認定についての4件は、全員賛成のため、簡易採決により可決です。

議案第1号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例から議案第2号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号 財産の取得に関し議決を求めるについての合わせて6件についても全員賛成のため、簡易採決により可と決しました。

以上、委員会報告といたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論については、特別委員会において全会一致で認定、可と決した議案については討論なしとみなし、反対のあった議案第4号及び議案第6号について討論を求める上で異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

それでは初めに、議案第4号 令和6年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 5番、日本共産党、江刺家静子です。議案第4号 令和6年度 軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対し、その理由を述べたいと思います。

現行の国民健康保険税は、協会けんぽと比較して2倍近い負担となっています。さらに、今はずっと物価高騰が続き、加えて主食の米の高騰もあり、元から負担の大きかった国保の加入者にとって家計状況は厳しくなっているのではないか。軽減世帯割合が令和4年度は60.3%でしたが、令和6年度は64.48%に表れています。

国保は、町民の医療、健康を守る役割があります。加入者は、自営業者や年金生活者、収入のない人など低所得者が多いため、構造的に財政基盤が脆弱です。国保制度の持続的運営には、国の財政支出が必要です。不納欠損の割合が高いところからも明らかではないでしょうか。

町では、少子化に少しでも歯止めをかけるため、様々な子育て応援に取り組んできました。しかし、それに逆行するのが、子供が生まれるたびに均等割が増えていくという制度です。18歳以下の均等割免除を求めてまいりましたが、今取りあえず未就学児の全額免除をした場合、対象者は31人であり、金額にしては2万3,000円ほどです。全額免除実現可能な金額です。

このようなことから、議案第4号の決算に反対するものです。皆さんの賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。議案第4号の討論を終わります。

次に、議案第6号 令和6年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 議案第6号 令和6年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対し、その理由を述べたいと思います。

厚生労働省は、2023年度の後期高齢者医療制度の財政状況を公表しました。保険料の2年ごとの相次ぐ引上げにより、前年度に比べ5.1%増の17兆6,363億円の保険料収入であり、3,490億円の黒字という報道がありました。軽米町の後期高齢者保険料収入は、令和3年度は6,200万円でした。令和6年度

は8,100万円でした。2年ごとに保険料が見直され、窓口においても、最初は1割だったのですが、1割、2割、3割の負担が導入されました。2割負担の方については、窓口負担がこれまで3,000円が限度でしたが、10月1日から1万3,000円に引上げされます。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押しつけるもので、08年度の制度導入以来、保険料値上げが続き、高齢者の生活を圧迫する重大要因となっています。高齢者が安心して医療を受けられる制度にすべきと考えます。

以上のことから、議案第6号の認定に反対するものです。皆様の賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） 議案第6号 令和6年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対がありましたので、私からは賛成の立場で討論を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現を実施するために平成20年度から開始されており、75歳以上の方と一定の障がい、身体障害者手帳1級から3級に認定された65歳以上75歳未満の方を対象としたものです。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、岩手県では、後期高齢者制度に関する事務は、岩手県と県内全市町村で構成される岩手県後期高齢者医療広域連合を組織し、広域連合と市町村が事務を分担しながら制度運営を行っております。

広域連合は、県及び市町村から派遣された事務局職員21人のほか、33市町村から各1人ずつ選出された議員33人で構成される広域連合議会が組織されており、議会は定例会が11月と2月の年2回開催され、予算決算等の審議を行い議決し、事業を進めております。

その広域連合議会に軽米町議会から推挙いただきまして、私中村正志が出席しておりますことから、今回の後期高齢者医療に関する反対討論がありましたので、広くご理解をいただくために賛成討論を行わせていただきます。

反対の趣旨は、2年に1度の保険料負担の見直しがあり、財政調整基金が多いにもかかわらず保険料が上がっており、負担が重いというものです。基金に関しては、医療財政調整基金が、令和5年度決算で42億7,000万円、前年の令和4年度は55億1,000万円で12億4,000万円の減少です。医療費特別会計の令

和6年度当初予算額は1, 679億円です。毎年度医療費の増が続いている状況から、必ずしも基金残高が多いとは言えないと思いますが、いかがでしょうか。ご理解いただきたいと思います。

医療費の財源は、国、県、市町村の公費が約5割、残りの4割が74歳未満の現役世代からの支援金、75歳以上の保険料は1割となっています。被保険者負担は1割負担から一定所得以上の方2割、現役並みの方が3割となっていますが、少子高齢社会が進展し、後期高齢者の被保険者が増加する中で、保険料とともに現役世代の負担も増えているという状況もご理解願いたい。

岩手県の保険料は、全国的に見ても決して高くはなく、本制度が始まって以来、全国で45位から47位を推移している状況です。また、市町村別1人当たりの医療費を比較した場合、令和5年度で軽米町が1人当たり62万円、隣接の九戸村が66万円、一戸町は76万円、二戸市は74万円と、他自治体より少ない医療費で、県内33市町村中、田野畠村に次いで第2位という位置にいます。このことは、広域連合で進める高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施にいち早く取り組んだ成果の現れと言えるのではないでしょうか。

日頃から高齢者へのきめ細かな積極的な行政努力を評価するとともに、後期高齢者医療制度を広くご理解いただくことをお願いし、私の賛成討論といたします。

ご賛同をいただくことをお願いし、賛成討論を終わります。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認め、議案第6号の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これから採決を行います。一部に反対がありましたので、採決は4回に分けて行います。

一部反対の議案について、議案第4号の1件、議案第6号の1件、議決を求める議案について、議案第1号、議案第2号、議案第9号から議案第12号までの6件、認定を求める議案について、議案第3号、議案第5号、議案第7号及び議案第8号の4件の4回です。

初めに、議案第4号 令和6年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第4号 令和6年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認

定については認定することに決定しました。

次に、議案第6号 令和6年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第6号 令和6年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例、議案第2号 財産の譲渡に関し議決を求めるについて及び議案第9号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第3号）から議案第12号 財産の取得に関し議決を求めるについてまでの6件を一括して採決します。

お諮りします。議案第1号、議案第2号及び議案第9号から議案第12号までの6件に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第1号、議案第2号及び議案第9号から議案第12号までの6件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例、議案第2号 財産の譲渡に関し議決を求めるについて及び議案第9号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第3号）から議案第12号 財産の取得に関し議決を求めるについてまでの6件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和6年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第5号 令和6年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第7号 令和6年度軽米町水道事業会計決算の認定について及び議案第8号 令和6年度軽米町下水道事業会計決算の認定についての4件を一括して採決します。

お諮りします。議案第3号、議案第5号、議案第7号及び議案第8号の4件に対する委員長の報告は認定とするものです。議案第3号、議案第5号、議案第7号及び議案第8号の4件の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 令和6年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第5号 令和6年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議

案第7号 令和6年度軽米町水道事業会計決算の認定について及び議案第8号 令和6年度軽米町下水道事業会計決算の認定についての4件の決算については認定することに決定しました。

◎請願陳情第8号の報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第13、請願陳情第8号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充をはかるための2026年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。

常任委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員長、本田秀一君。

〔総務教育民生常任委員長 本田秀一君登壇〕

○総務教育民生常任委員長（本田秀一君） 総務教育民生常任委員会に付託されました請願陳情第8号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充をはかるための2026年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願について、その審査結果を申し上げます。

本請願につきましては、9月5日、紹介議員を除く委員5名の出席の下、慎重に審査いたしました。

学級編制基準の引下げ等の検討や学校の働き方改革を実現するための教職員定数改善の推進、加配定数の削減を行わない。並びに、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、教育予算の確保を国の責任において行うことの意見書を国と関係機関へ提出することを求める請願について、審査の結果、請願趣旨を了とし、全委員の賛成により採択と決したことを報告いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから請願陳情第8号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充をはかるための2026年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願についてを採決します。

お詫びします。請願陳情第8号に対する委員長の報告は採択とするものです。請願陳情第8号は委員長の報告のとおり採択と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、請願陳情第8号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充をはかるための2026年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第14、発議案第1号 ゆたかな学びの実現、教職員定数改善と教育予算の拡充に係る意見書を議題といたします。

常任委員長の提案理由の説明を求めます。

総務教育民生常任委員長、本田秀一君。

〔総務教育民生常任委員長 本田秀一君登壇〕

○総務教育民生常任委員長（本田秀一君） 発議案第1号 ゆたかな学びの実現、教職員定数改善と教育予算の拡充に係る意見書の提案理由を申し上げます。

本議案は、学級編成基準の引下げや学校の働き方改革を実現し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るために、地方財源における教育予算の確保を国の責任において行うよう、政府関係機関に意見書を提出するものです。

意見書については、配布しておりますので、全文は割愛し、要望項目の4項目を申し上げます。

1つ、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、小中学校におけるさらなる学級編制基準の引下げ等、少人数学級について検討すること。

2つ目として、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3つ目として、自治体で国の標準を下回る学級編制標準の弾力的運用の実施ができるよう、加配定数の削減は行わないこと。

4つ目、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源における教育予算の確保を国の責任において行うこと。

以上、4項目について、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛てに提出することといたします。

発議案第1号について、軽米町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。議員各位のご賛同方よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから発議案第1号 ゆたかな学びの実現、教職員定数改善と教育予算の拡充に係る意見書を採決します。

発議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 ゆたかな学びの実現、教職員定数改善と教育予算の拡充に係る意見書は原案のとおり可決されました。

◎議会改革調査特別委員会報告

○議長（松浦満雄君） 日程第15、議会改革調査特別委員会報告を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長、細谷地多門君。

〔議会改革調査特別委員長 細谷地多門君登壇〕

○議会改革調査特別委員長（細谷地多門君） 議会改革調査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

議会改革調査特別委員会報告書でありますが、調査の目的あるいは特別委員会の設置、委員会の構成等は、議員各位に配布しているとおりですので、割愛させていただきます。

調査、検討の総括でありますが、昨今地方分権改革の進展により、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっています、議員活動に費やす時間も増加しています。

一方、当町議会においては、人口減少や高齢化の進行、低額な議員報酬の影響等もあり、議員への立候補者が減少、議員の平均年齢が70歳と高齢化しており、議員への成り手不足が深刻化しています。当議会では、将来にわたっての様々な課題等への取組姿勢、町民の負託に応えるべき議会としてのありよう等について調査、検討するため、令和5年6月の第2回定例会において、議会改革調査特別委員会を設置いたしました。

その後、幹事会13回、委員会14回を開催、令和6年6月、第6回委員会において、一般質問の運営方法、議員の成り手不足、議員定数、議員報酬を重点調査項目に決定。令和6年10月に委員会で紫波町議会の視察研修を実施、その後一般質問の一問一答方式を導入し、従来の一括質問方式と併せて選択できる仕方、質問、

答弁合わせて1人1時間の時間制限を検討し、当局と協議、令和6年12月定例議会における一般質問から実施したところです。

また、町民の声を聞くため、意見交換会の実施に向けて協議し、令和7年3月には農業関係者、認定農業者振興会、農村青年クラブ、4月には農業委員会、6月には商工会女性部、青年部の3団体との意見交換を開催。各団体とも、県内他町村との比較一覧表、人口、定数、報酬、選挙運動費用の公費負担制度についての資料を提供しながら、議員の成り手不足問題という共通課題について意見交換会を実施したところです。各団体の方々からの共通した意見等を要約しますと、議員の成り手不足解消のハードル、環境があまりに厳し過ぎるという意見、感想がありました。

今の仕事と両立が難しい、議員報酬が低過ぎるため生活ができない、何か副業を持たないと生計維持が不可能である、選挙に金がかかる印象が強い、各年齢層、特に若年層世代や女性層からも多く議会に参加してもらうことは理想で、現実はほとんど無理という意見が出されました。

令和7年7月、第12回幹事会において、今後議会改革調査特別委員会で議論する内容を議員報酬と議員定数についての2つに絞って委員会を進めるべきとの結論となりました。

令和7年7月、第13回委員会を開催し、各委員一人一人から報酬の見直しについて伺った結果、国による財政構造改革、三位一体改革で地方交付税が大幅に減額されたことなどを背景に、持続可能な行財政運営の確立に努めなければならない状況となり、22年前の平成15年11月に20万5,000円であった報酬について、軽米町行政改革大綱により幾度の減額改定を実施し、平成19年10月には1万円減の現行の19万5,000円となっていて、その後議員報酬は18年間改定されないままとなっており、他の町村議会と比べ低い水準となっていることから、県内他町村議会との比較、現況の社会情勢、物価高、賃金の上昇等を鑑み、当議会議員の報酬額を委員会としては、今後議員の成り手不足等の環境改善を考えれば、現行19万5,000円の報酬額を月額25万円以上に引き上げること。

また、その他の農業委員会等の特別職についても、全般的に報酬を見直し、特別職報酬等審議会に諮問するよう当局に要望すべきという意見が多く出されたことから、今定例会閉会後に議会として当局へ要望することといたしました。

議員定数についても、各委員から意見等が出され、今後報酬の額の見直しをお願いするのであれば、町の人口減少や地域経済状況を踏まえれば、議員自らの環境においても厳しく対処しなければならないことから、現在の定数12人から10人とする意見が多く出されました。定数の改定に対する案に一部の委員から反対がありましたので、採決の結果、賛成多数により議員定数を2減して10人とする結論に至りました。

なお、将来あるべき姿の町議会を目指し、実現するためにも、今後の議会改革を町民に見える形で進め、信頼を深め、幅広い層から多様な人材が議員を目指す環境づくり、改革が必要であるとの意見が多く出されました。

議会改革調査特別委員会はここで閉じますが、今後の議会運営活動における是正、改善等、取り組む課題はたくさんあるわけですが、それらの対応については、議会運営委員会等において引き続き対応していくことになります。

以上、報告といたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件は、委員長報告のとおり報告済みとします。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第16、発議案第2号 軽米町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

細谷地多門君。

[10番 細谷地多門君登壇]

○10番（細谷地多門君） 発議案第2号 軽米町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第112条及び軽米町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者は、私、細谷地多門、賛成者は茶屋隆、田村せつ、中村正志、西館徳松でございます。

提案理由でありますが、軽米町議会議員の定数を削減しようとするものでございます。

改正内容ですが、本則中「12人」を「10人」に改め、次の一般選挙から適用するものでございます。これがこの条例案を提出する理由です。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 発議案第2号 軽米町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に反対し、その理由を述べたいと思います。

先ほど議会改革調査特別委員会から報告がありましたが、議員を削減する理由をお聞きして、むしろ増やすべきではないかと思いました。というのは、長年議員の定数削減がずっと続いてきたわけです。民主政治の立場から定数削減の流れを今変えて、議会の在り方を考える必要があると思います。今までと違って少子化、そして軽米町の基幹産業であった農業など、本当に世の中は大きく変わって、課題が山積しております。そういう中で、議員の役割も増えているということでした。むしろ、それでは増やすべきではないでしょうか。

例えば今委員会が2つありますけれども、6人ずつ分かれて、その中の1人が委員長になりますと、5人が意見を述べることになります。しかし、いろんな課題が山積している中で、もしもこれが10人になった場合は、1人が委員長になって4人が委員になって、4人が意見をいろいろ出し合うということになります。本当にいろんな面で勉強しなければならないことが多い、責任が大変重い状況になってくると思います。それでも、まず皆さんは頑張ってやっていくということで提案されたと思いますが、例えば町民の皆さんのが議会に求めているのは、町民の声に耳を傾け、質問に生かして、政策立案していくこと、きちんと議会報告をすることなど、人員を減らすことではないのでしょうか。定数削減の声に込められたそういうことが本当にいいのかということをしっかり受け止めていくべきだと思います。

先ほど若い候補者や女性の候補者も出るようだということでしたが、10人になったらまた出にくくなるのではないかでしょうか。ましてや定数を減らして報酬を引き上げるという、そういうやり方は、何か残った人たちが報酬引上げのために定数を減らしたと取られかねないようなこともあります。

議員の成り手不足ということでしたが、これからいろんな社会に向けて勉強していかなければならぬというときに、今減らすというのには私は反対です。

例えば岩手県の町村の中で議員の定数が10人のところは、村、これは令和6年7月1日現在の資料ですが、町は葛巻町、ここは人口が5,000人ぐらいです。しかし、あとは村が3つあります。そのほかは、次の12人になっています。軽米町が、今7,000人台で、これを10人に減らすというのは、これから課題などを考えたときに、私はもっともっと話し合い、いろんな知恵を集める必要があるなどから、この定数削減には反対するものです。

これからもっといろいろ、今回はこの定数改善ということで、定数削減ということで話し合いを何回も続けてきましたが、こういう話し合いは大事だと思います。しか

し、この出た定数削減の声は、私はこれから、いろんな年代の人たちが出てくる機会に、なかなか難しくなるのではないかということも思い、反対するものです。

以上です。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） 発議案第2号 軽米町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を述べさせていただきます。よろしくお願ひします。

発議案第2号は、軽米町議会議員の定数を12人から2人削減し、10人とするものです。軽米町議会では、令和5年6月議会で議会改革調査特別委員会を設置し、議会改革に関し、幹事会13回、本委員会14回開催し、調査、検討を進めてまいりました。

その間、紫波町議会への視察研修、農業委員会や農業、商工団体等との意見交換を重ね、その中で多くの町民の方々の生の声を聞くことができました。議員の成り手不足というテーマの中で、仕事との両立が難しい、子育ての両立、議員報酬が少なく厳しい、議会からのアピール力が足りないのではないか、地域代表が多いのではないか、議員数12人は適正かなど、住民サイドから議会を見ての厳しい意見をいただきました。

私たち議会は、この町民の声を議会改革に生かすべく議論を重ね、議員定数の削減、議員報酬の値上げを結論づけました。残念ながら全会一致というわけにはなりませんでしたが、民主主義の時代ですので、多数決での賛成多数での結果は、今後将来の明るい道筋となることを期待するものです。

議会の使命は、町長の政策を最終的に決定することであり、住民の立場に立っての町政を正しい意味での批判、監視する重要な機関です。議員削減は、町民の声が届かなくなるという意見もありますが、これから時代は、個々の住民意見というよりは、議会として、チームとして住民意見を共有し、意見を闘わせながら、チーム議会としての意見集約をし、町政反映を目指すときではないでしょうか。

人口8,000人弱の現在、少子高齢化のとき、議員10人が各種特別職や団体等の意見に耳を傾け、それをチーム議会の中で議論し、意見集約していければ、これまで以上の数多くの住民意見を町政に反映できることではないでしょうか。議員数が多ければいいというわけではないと思います。

現状維持を主張する人もいますが、現状で果たして住民意見を数多く取り上げられてきたでしょうか。これから時代、スリム化を図り、効率的、簡略的な議会運

當を心がけ、数多くの住民意見を取り上げられるような議会運営をしていければいいと思います。

そして、議員の身を削るとともに、若い人など後継者の育成のためにも、議員報酬を見直しし、議会改革特別委員会での提案である月25万円以上が達成され、軽米町議会が活性化されることを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

ご賛同方、よろしくお願ひいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） 議長の許可をいただきましたので、軽米町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

軽米町議会の議員定数は、平成23年5月に14人でしたが、その当時は人口が1万549人で、議員1人当たりの人口が753人、令和5年5月に議員定数が定数を2減し、12人としましたが、その当時の人口が9,084人、議員1人当たりの人口が757人となっています。おおむね人口750人程度に1人の議員定数で議会運営を行ってまいりました。

今回の削減案は、さらに定数を2人減らし、10人とするものです。議員を10人とした場合の現在の人口に対する割合は、令和7年8月末の人口が7,742人ですので、現時点では議員1人当たりの人口が774人となります。令和9年5月の改選期に合わせての2人減ですので、人口減少の推移から見ても妥当な削減数であると思われます。

我々議員の仕事は、言うまでもなく町民の意見や要望を議会で取り上げ、町政に反映させ、福祉の向上を目指すことにあります。急激な少子高齢化、人口減少が進む中、あらゆる業界や業種で、その業務量自体が増加し、働き方改革の必要性が叫ばれています。

軽米町役場、行政面から見ても、限られた職員数の中で、ますます複雑化、多様化する町民ニーズに対応していくかなければならない状況です。

当然のごとく、議員定数の適正化に対しても、町民から高い関心が向けられていると思いますし、議会としても常に考えていかなければならない課題であることは間違ひありません。

議会改革調査特別委員会で開催した町民との意見交換会の場でも、自分が働いている会社も人手不足、議員が具体的にどのような活動をしているのか分からず、もっと周知すべき、正直議員定数の12人が多いのか、少ないのかすら分からず

との厳しいご意見もいただいております。

現在の状況に満足することなく、常に緊張感を持って議員活動することにより、私たち議員の資質の向上が図られるものと思います。

平成23年と令和元年に2人削減しましたが、議員数が減って町民生活に支障を来たし、また町民との協働の町づくりが後退した、あるいはチェック機能が低下して行政による無駄遣いが膨らんだという状況にはないと思います。

実際に、議員定数を減らした平成23年、令和元年当時と現在の財政状況を比べてみましても、財政健全化を表す指標である実質公債費比率、将来負担比率の数値が共に改善され、財政の健全化も向上している状況にあります。

議員定数について、議会が自ら身を切り、改革をしていく姿勢を示すこと、また議員一人一人が多くの町民の意見を聞くことで、議会の弱体化を阻止することができる、そういう取組こそが町民の負託に応えるものであると考えます。

議会改革については、今後も町民の方のご意見、軽米町を取り巻く様々な状況の変化、財政状況の推移など、議会として常に把握し、改革していくことが大事なことと考えます。

議員各位におかれましては、議員自ら議会改革を行い、町民に開かれた議会になるため、今後の議員定数2人減であるとの観点をご理解いただき、賛同いただきますようお願ひいたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議案第2号 軽米町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

発議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、発議案第2号 軽米町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎総務教育民生常任委員会の閉会中の継続審査

○議長（松浦満雄君） 日程第17、総務教育民生常任委員会の閉会中の継続審査を議題とします。

総務教育民生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。総務教育民生常任委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、総務教育民生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査

○議長（松浦満雄君） 日程第18、人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査を議題とします。

人口減少・少子化対策調査特別委員長から、会議規則第75条の規定によって配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。人口減少・少子化対策調査特別委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、人口減少・少子化対策調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（松浦満雄君） 日程第19、委員会の閉会中の所管事務調査を議題とします。

お諮りします。議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで今定例会の日程は全部終了しました。

◎町長挨拶

○議長（松浦満雄君） ここで町長から発言を許されたい旨の申出がありました。これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 議長の許可をいただきましたので、第18回軽米町議会定例会が閉会されるに当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月1日に開会以来、本日までの12日間にわたり開催されたところであります。本定例会には、人事同意案2件、条例の一部改正に関する議案1件、財産の譲渡に関する議案1件、一般会計ほか歳入歳出決算の認定に関する議案6件、一般会計ほか補正予算に関する議案3件、財産の取得に関する議案1件の合わせて14件の議案を提出させていただきました。

議員各位におかれましては、終始熱心にご審議をいただき、全議案についてご議決賜りましたことを心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、本定例会におきましては、各議案について活発な議論を交わすことができました。特に令和6年度の各会計決算の認定に当たりましては、町政の歩みを振り返り、今後の財政運営の在り方を考える上で大変重要な審議をいただきました。引き続き、事業の効果等を検証しながら、適正な予算執行に進めてまいります。

また、一般質問におきましては、町政の各分野につきまして多数のご質問をいただきましたが、いずれも真摯に受け止め、現状並びに課題の所在を十分に認識するとともに、議案審議中に賜りましたご意見、ご提言等に配慮しつつ、今後の町勢発展に取り組んでまいります。

つきましては、今後におきましても、議員各位のご協力、ご支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

閉会に当たり、改めて議員各位の深いご理解とご協力に感謝申し上げますとともに、軽米町のさらなる発展を祈念いたしまして、私の本定例会閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） 会議を閉じます。

これをもって第18回軽米町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時08分）